

SIEMENS AG-ADR 【A4411】
(Siemens AG)

を保有されている投資家の皆様へ
—子会社株式分配に係る子会社株式売却＜効力発生日等＞のお知らせ—

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、Siemens AG の子会社株式分配に係る子会社株式売却につきまして、効力発生日等についてご案内申し上げます。(太字下線部参照)

なお、日程・内容等は現地保管機関等の通知に基づくものであり、今後変更となる可能性もございます。

今後の動向につきましては、追加情報を入手次第お知らせ致します。

詳細につきましては、下記の通りです。

敬具

記

1. 子会社株式分配の内容 : Siemens AG が、エネルギー事業を行う子会社の Siemens Energy AG の株式を Siemens AG 株主に分配する。

2. お取り扱い : 割当られる子会社株式は ADR エージェントにより一括売却され、ADR 保有者には下記内容にて売却代金から国内源泉税(以下第 8 項参照)を差し引いた金額が支払われます。
※お客様の口座には円貨にてお支払い致します。

3. 株式分配効力発生日 : **2020 年 9 月 25 日**

4. 現地権利落日 : 2020 年 11 月 17 日

5. 現地支払開始日 : 2020 年 11 月 24 日

6. 子会社株式売却単価 : 1ADR あたり 6.119061 米ドル

7. 課税関係 : 現地：源泉徴収課税なし
国内：分配株式の一部（「みなし配当所得」に該当）に対して源泉徴収課税あり
(前回通知：源泉徴収課税あり)

8. 国内源泉税 :
・ 分配される Siemens Energy AG の株式の取得は、みなし配当所得として国内源泉徴収課税対象となります。
・ 国内源泉税額は、以下の計算式の通りとなります。

* 国内課税標準額 (円貨) (=税率を掛ける基準となる金額)
=SIEMENS AG-ADR 権利付株数 × 3.1076519 米ドル × 104.56 円/米ドル・・・(A)
(※1) (※2)

(※1) SIEMENS AG-ADR 1 ADR 当たりの国内みなし配当課税単価

(※2) 子会社株式分配の現地効力発生日 (2020 年 9 月 25 日) における対米ドル TTB レート

※国内源泉税額（円貨）

=国内所得税額 + 国内地方税額

=国内課税標準額（円貨）（上記(A) (1 円未満切捨)）× 15.315%（1 円未満切捨）
+ 国内課税標準額（円貨）（上記(A) (1 円未満切捨)）× 5%（1 円未満切捨）

※国内源泉税の税率は、各顧客口座の個人法人の別、および居住者/海外転出者の別によって
異なります（上場株式等の配当等の税率）。

御不明な点などございましたら、お取引いただいております弊社窓口までお問い合わせ下さい。
本資料は、投資勧誘を目的として作成したのではなく、情報提供を目的としたものです。

以 上

大和証券株式会社